

# 平成24年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成24年11月9日(金)

開催場所：宮城県庁 11階 第2会議室

## 議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

## 平成 24 年度第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会

司会：それではご案内の時間になりましたので、只今より平成 24 年度第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。始めに宮城県山田農林水産部長よりご挨拶を申し上げます。

山田農林水産部長：農林水産部長の山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。平成 24 年度第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、公私ともにお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろより本県の農林水産行政の推進、特に農村振興にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 3 月 11 日の東日本大震災によりまして、本県では津波浸水があった沿岸部を中心に甚大な被害がありましたが、農業農村整備関係では、これまで計画を上回る 7, 200ヘクタールの農地復旧工事に着手したのをはじめ、農地の排水施設や農地海岸等の復旧に取り組んでおります。一日でも早い営農再開ができますよう、これからも、今年 1 月に策定しました「東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧復興のロードマップ」に基づき計画的に実施してまいります。

本日は、本年度の第 1 回目の委員会となり、昨年度まで委員でありました河北新報社の佐々木様のご後任として相原様に、また、専門委員でありました宮城県土地改良事業団体連合会専務理事の千葉様のご後任として高橋様に、それぞれ就任していただいております。

各種施策の概況ですが、今年度から 2 期対策として平成 28 年度までの 5 年間実施されることとなりました農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、県内では 22 市町 512 組織が、約 4 万ヘクタールの農用地で共同活動を実施しているところです。県としましては、引き続き、共同活動による農村コミュニティの維持・活性化の取り組みを推進するとともに、農地周りの水路等の長寿命化に取り組む集落を支援してまいります。

中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、今年度で第 3 期対策の 3 年目となり、13 市町で 232 協定が締結され、活発に活動されております。人口減少や高齢化対応として、今後も集落内での連携を強めながら、農業生産活動が継続的に行われるものと期待しております。本日は、これら施策の平成 23 年度の実施状況、今年度の事業計画を報告するとともに、今後の取組方針等について提案させていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの分野の専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。

司会：本年 4 月の人事異動によりまして、委員の方と専門委員の方それぞれ 1 名が交替となっております。4 月に新たに就任されました、委員の相原和裕様と専門委員の高橋清隆様をご紹介させていただきます。河北新報社論説委員会の論説委員の佐々木委員が、本年

4月に異動されましたので、ご後任としまして河北新報社論説委員の相原様に、委員にご就任いただいております。また、千葉専門委員が本年3月末に、宮城県土地改良事業団体連合会の専務理事を退任されましたので、ご後任としまして、本年4月に当連合会の専務理事にご就任されました、高橋様に専門委員にご就任されております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変申し訳ございませんが、山田部長が所用のため、ここで退席をさせていただきますことをお許しいただきたいと思ひます。

山田農林水産部長：どうぞよろしく。

司会：議事に移る前に、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。委員会の次第、本日の出席者名簿、本委員会の設置条例と宮城県条例 78 条が記載されている宮城県広報の写し、本委員会の運営要領と委員および専門委員の方々の名簿があります。続きまして、本日の説明資料としまして、資料1、次にカラー刷りの「新たな農地・水・保全管理支払交付金」というタイトルが付いた資料、様式第3の1号で「農地・水・保全管理支払交付金の実施に関する基本方針」があります。続きまして、農林水産省が発行したカラー刷りの資料になります。次に資料2、資料3、資料4があります。これらが本日配布させていただいている資料です。不足している方がいらっしゃいましたら、お教えいただきたいと思ひます。それでは、会議に移ります。本会議の記録を作成いたしますので、発言の際には恐れ入りますがマイクのご使用をお願いします。なお、本委員会の条例第5条の2によりまして、委員の半数以上の方々の出席をいただいておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。また、県の情報公開条例に基づきまして、本委員会は公開とさせていただきますので予めご了承いただきます。

それではここから大泉委員長に議事の進行をお願いします。よろしくお願ひいたします。

大泉委員長：今年度も第1回目の農村振興施策検討委員会を実施することになりました。皆様のご協力のもとに、短時間で議事を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。まず議事の1の農地・水保全管理支払交付金事業について、平成23年度の事業実績と、24年度の事業実施状況及びこれからの計画について、事務局からご説明をお願ひいたします。

事務局：事務局で農地・水保全管理支払交付金事業を担当しております佐々木と申します。よろしくお願ひします。パワーポイントで概要を説明させていただきます。

初めに、農地・水保全管理支払交付金の概要ですが、今年度から2期対策が始まりましたので、事業の内容を簡単にご説明いたします。平成19年度から23年度まで、第1期対策として実施してきた農地・水保全管理支払交付金ですが、今年度から28年度まで対策が継続されることになっております。メニューとしましては、共同活動支援交付金、向上活

動支援交付金、それから3年間の限定ですけれども、復旧活動支援交付金というものがございます。今回新たに集落を支える体制を強化していくための交付金も設けられております。

続きまして、これまでの交付実績の状況を簡単に取りまとめたのがこちらの表になります。共同活動支援交付金につきましては、19年度当初517組織で始まり、4万4千ヘクタールほどを実施しております。当初は5年間継続して実施する予定でしたけれども、東日本大震災の関係で15組織が活動を廃止し、23年度は502組織、4万2千ヘクタールほどで実施しました。今年度から、2期対策が始まりましたが、91組織が活動を継続しないということで交付金を完了し、新たに100組織が取り組みを始め、今年度512組織、面積が4万4千ヘクタールほどで、スタートしております。

向上活動支援交付金につきましては、23年度から事業が始まり、66の組織で活動を開始しており、今年度から事業が拡充され、組織体制を強化する2組織を加えた68組織で実施している状況です。

復旧活動支援交付金につきましても、23年度から事業が始まっており、24年度と25年度に実施される交付金となります。こちらは単年度ごとに各組織からの要望を取りまとめておりますので、組織数が単年度ごとに大幅に変わっておりますけれども、25年度も20組織ぐらいで実施される予定です。

次に、24年度の活動計画及び実施状況になります。主に活動している内容は、研修会の開催と指導及び支援体制の強化、県民への理解の促進ということで、大きく3つの項目で活動を実施しております。

支援研修会につきましては、共同活動にかかる活動組織支援研修会を3カ所で実施しております。向上活動、復旧活動に係わる活動組織支援研修会につきましては、来週から2カ所で実施する予定にしております。

その後、活動組織の体制強化の支援研修会を1回予定しております。

指導及び支援体制の強化につきましては、中間指導ということで、市町村が主体になりまして、各組織を巡回して指導するというので、9月から2月まで予定しております。

県民への理解の促進につきましては、既に終わっておりますけれども、農地・水保全管理支払交付金に関するパネル展を県庁の1階ロビーで実施しました。ほかに8月の七夕祭りで、農地・水保全管理支払交付金関係のPRをしております。以上で実施状況、活動計画につきましてご説明をさせていただきました。

大泉委員長：ありがとうございました。今までの活動経過と今後の計画なんですが、これについては、これからもこういうことでやりますという話ですので、これに関する議論はおありでしょうが、同時に今後の取組方針として「活動組織の広域化と体制強化」がありますので、その点に関して事務局からご説明をお願いします。

事務局：「活動組織の広域化と体制強化について」ということですが、配布しております資料の5ページからになります。

先程説明しましたが、1期対策から2期対策に移る段階で、1期対策で活動を完了した組織が91組織ありました。その市町村ごとの内訳がこちらの表になります。23年度時点で、全体で502組織が活動しておりまして、91組織が活動を完了したということで、18%が活動を完了しております。面積にしますと、4万2千ヘクタールに対して5千ヘクタールで、12%位の割合になります。これらの中には、23年度に津波によって活動を廃止しました15組織は含まれておりません。

こちらのグラフは、活動を完了した組織のから、理由を聞き取った結果になります。上から多い順になりますが、事務作業が多いが34%の組織で回答し、役員が不足しているが21%、担い手不足が12%、1期対策にて一定の成果があったという回答が12%となります。

こちらの表が完了した組織の参加者数と構成員数を比較したものになります。参加者数の県全体の1組織あたりの数値をそれぞれ上段に記入しております。下段に完了した91組織の1組織あたりの平均の人数を記入しております。面積は、県全体を100とした場合、完了した組織は65%程度になっております。構成員の比較につきましても、面積が小さい集落で、多く完了している傾向にあるというふうに読めるかと思えます。ただし、完了した組織が、女性や子ども達の参加している割合が高いという数字になっております。また、団体の参加は農業者、非農業者問わず、同じような割合となっている状況です。

1期対策で完了した91組織の状況を取りまとめたのがこちらの表になりまして、基本的には事務量、作業量が多いということと、煩雑だとしている組織が42%、担い手が不足しているというのが34%あります。1期対策において一定の成果があったというのは13%というような状況です。また、面積の割合では、平均対象農地面積が、全体の組織の平均よりも、完了した組織の平均が6割程度と、小さい面積で活動しており、平均の参加者数についても、全体組織と比べまして、完了した組織については参加者数が6割程度となっておりました。これは面積と参加者がイコールということもあるかもしれませんが、小さい組織ほど今回完了しているというような傾向があると思われまます。

次に、農地・水保全管理組織は、どのような形態で組織が活動しているかという状況です。集落単位、もともとの行政区単位で活動しているのが県内の場合は多い状況で、基本的にはほとんどこちらのケースになります。水系単位で、土地改良区単位でまとまって実施している組織も、何組織かございます。体系としては、このような4つの大きな分類の中で、県内としては集落単位で行っている、小さな組織が比較的多いというような状況になります。

構成員の状況は、一般的には集落単位ですとこのような参加者を集いまして、実施している状況です。少しコミュニティを重視して、地区外の人も含めて活動するといった形になると、このようなケース（地域内交流型）が多くなってきております。スタート当時は地域住民参加型が多く、徐々に地域内交流型に少しずつ変わってきている所もございます。

理想的な構成としては、地区内と地区外の組織と連携しながら、多様な主体が参加した活動を実施していくような組織、構成員になっていけばいいかなと考えております。

続きまして、新たな土地改良長期計画の概要ということで、24年3月30日に閣議決定された内容の中から、農地・水保全管理支援交付金に係わる部分、それから体制強化に係わる部分につきまして、簡単にご説明いたします。

長期計画の中で、3つの柱がありまして、地域を「育む」ということで、その中に「地域主体・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備」ということで、地域が主体となった地域資源の保全をしていきたいと思いますと記載されております。この中で成果指標としているのが、地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理を、広域的に実施する体制が整備されている地域を全国で約1300地域に広げるというものです。このほかにも、非農家の多様な主体の参画による地域共同活動への参加者数を延べ1千万人以上にするというものです。

宮城県の将来ビジョンですけれども、将来ビジョンには、取組30として住民参加型の社会資本整備や良好な景観体制という中に農地・水保全管理支援交付金に関する内容が記載されており、4万4千ヘクタールの農地を保全していくという目標値を定めております。昨年度、その中でこのビジョンに対する評価をしていただいた時に、非農家や民間企業の参画を促進すること、一般県民へのPRを促進して参加者を募ることというご指摘を受けておりまして、そのような形で進んで行く必要があると考えております。

こちらは、1期対策の農地・水保全管理支払交付金の国の評価内容になります。「本対策による共同活動が、地域のつながりの強化や活性化にとっても役立っている」という回答が93%に及んでおります。その中で、地域の農村協働力の水準が向上したということが分析されております。こちらが、1期対策の課題として整理されたもので、過疎化、高齢化が進む地域を中心として、リーダーの確保や多様な主体の参画が困難となり、リーダーの育成等が課題であるということと本対策の事務手続きは、複雑かつ膨大であり、市町村行政の人員が削減されるなか、活動組織の設立支援にかかる市町村の負担が大きく、支援対策の強化が課題であると整理されております。また、農村環境活動に、非農業者の参画が非常に多いというデータも出ているので、このような多様な主体の参画を促していくためには、景観形成とか生態系保全、水質保全等の取り組みを積極的に実施していきながら、非農家、多様な主体の参画を促していく必要があると言われております。

こちらは、本対策に取り組んだ感想の一つとして、「本対策に取り組んでどうでしたか」との質問に対して、活動規模が大きい組織ほど、非常に良かったというふうに回答している状況です。

次に、活動組織を広域化していく時のイメージの図になります。本対策が始まった当時、活動は集落単位でしたが、その組織を大きく広げて農地・水・環境保全組織にしまして、地域協議会との事務手続きを一本化することによって、事務手続きの簡略化を計ることができます。また、全体の中で予算の流用をすることも出来ますので、必要な所に重点的に

予算も配分出来るというようなメリットがあるということで、今国でも広域化を推進しております、そのイメージ図になります。

今回 91 組織が活動を完了しておりますが、そちらのアンケート調査、もしくはそのデータ分析結果、それから国の長期計画、県のビジョンでの位置づけ、以上のことを踏まえまして、農地・水保全管理支払交付金の組織の広域化と体制強化について、今後県としても進めて行く必要があると考えまして、今回県の方針案として、活動組織の人材を確保し活動の継続を図っていくために、広域化をしていく必要があり、リーダーの確保、地域住民の参加が困難な地域が多いので、非農家や民間企業の参画を得て、サポートする体制を作っていく必要があります。

それから事務処理の軽減や効率化を図っていくために、土地改良区や NPO などの組織のサポート体制を整えて行くような体制強化を図っていく必要があるということで、この広域化と体制強化につきまして、県としても今後 2 期対策で、進めて行きたいというふうに考えております。

広域化、体制強化につきましても、想定されるメリット、デメリットがあります。どうしても広域化を優先しますと、体制強化のほうがなかなか難しくなってくるとか、体制強化をすることによって、今度は広域化が進まないデメリットもありますので、広域化と体制強化を同時に進められるような形が必要であると考えております。

以上、広域化と体制強化につきましての説明を終わらせていただきます。こちらの広報誌は、丸森町の松掛木沼地域で、活動している内容を地域の住民がきちんと広報しているチラシになります。非常に出来映えがいいものですから、今回ちょっと参考に添付させていただきます。

以上、広域化と体制強化について、ご説明を終わらせていただきます。

大泉委員長：ありがとうございます。委員の皆様には、ご議論いただきたいんですが、農地・水保全管理支払交付金事業を進めていて、1 期対策で 517 組織のうち、91 組織が取組を完了した。完了した組織のうち、その理由は、「事務が繁雑だ」というところがトップにある。今後、農地を保全していくということが、我が国としても非常に大事な課題になっているわけです。それをこの交付金を支払うことによって保全していこうというわけですが、要するに、農家をお願いをしながら保全していこうということになるわけです。難しい問題がいっぱいありそうなので、県としては、広域化とそれから体制の強化ということを打ち出そうとしています。こういうストーリーだと思います。先ほどのパワーポイントでの説明でもメリット、デメリットが良く整理されていきましたので、資料として配付して頂きたいと思います。以上のような流れですが、論点整理として大体よろしいですか。それでは、完了について説明してもらえますか。

事務局：完了したという意味ですけれども、先程のアンケート調査にもありまじとおり、

1期対策が始まった当時は、体制整備構想を作成しまして、5年を目処に、自立できるように指導をしてきた経緯もあります。1期対策において、一定の成果があって、今回活動を継続しないという組織がございましたので、意図的に廃止という表現ではなく、活動が完了した組織という表現にさせていただきました。

大泉委員長：要するに完了した組織というのは、何もやらなくてもそこは将来的に農地が維持管理されるようになるから大丈夫だという話なのか、それとも、本当はやらなければいけないけど、誰もいなくなったから止めるという話で、困ったなという話なのか。どっちなのだろうという話でしょうか。困ったねという話であるとする、ここで議論してこれからどうしたらいいか。512組織のうち91組織が完了しているが、ここで議論するためには完了した91組織も巻き込んでいく必要があるということになります。「廃止した」と言うのが格好悪いから、完了という言葉を使ったというだけだったら、これはこれで良く分かるんですが・・・。

事務局：今回、1期対策から2期対策に移行する時に、いろいろな要望を聞いたんですけども、1期対策の取り組みを完了した組織という捉え方をしているわけです。実質的に一定の成果があったから完了するという組織もあるんですが、組織自体が取り組みを意識的に完了したという捉え方をしています。

大泉委員長：わかりました。これをあまり議論するつもりはないんですが、1期対策から移行する時に2期対策に手を上げなかったという話でいいんだよね。そういうことですね。取組をしなかった理由はいろいろあるということぐらいにしておいて、農地・水保全管理支払交付金というのは、非常にいい制度だと思っているんですが課題もある。それで、その課題については、活動面積が4万ヘクタール以上に広がっていかないし、組織も5百以上に広がっていかない。リーダーがいなくなって、それを維持するためにはどうしたらいいか、というところがポイントのようです。これからの農地対策をどうしていったらいいかということに関連して、ディスカッションしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

真木委員：完了という言葉は蒸し返すつもりはないのですが、要するに、その所がきちんと整理されないと平成24年の基本方針である広域化にいかないと思います。要は、完了した91組織を分析したところ、事務量が煩雑だ、リーダーがいない、他にもいろいろあったと思いますけれども、そういったことから24年度からの事業に対して、広域化、体制強化に努めていこうと整理されていると思いますが、これはいかがなものでしょうか。

事務局：先程説明不足だったんですけども、23年3月の震災の時に、協定というか取組

を廃止した組織がございましたので、それとの区別をするために、今回完了という言葉を使わせていただきましたが、実際には活動を取り止めたというか、こういう事業の実施を取り止めたという捉え方をしております。今後の対応ですけれども、活動組織の実態を分析いたしまして、今回2期対策に移行しなかった組織については、今後意向調査をしながら、この対策に今後取組をするかどうかも含めまして、対応していきたいというふうに考えております。

農村振興課長：さらに加えますと、91 組織が完了といたしますか、継続しない理由をいろいろ説明しましたけれども、これからのこの活動をどう維持・継続していくかということで、事務量とかをどう充実させていくかということが、これから進める上での課題で、それをどう充実させていくかを今年整理しなければならないと考えております。

大泉委員長：はい、相原さん。

相原委員：やっぱり気になるのは、その事務作業が多いというこの点なんです。これに対する対策が、NPO とか土地改良区のサポートをより充実させるというんですけれども、作業が大変だということの中身をもっと精査して、具体的に何が大変なのか、それに対して県で、もう少し事務作業を軽減、簡素化できるような工夫ができないものかな、と思うんですけれどもその点いかがですか。

大泉委員長：今日の議論のメインターゲットになるんですが、事務作業の中身ですね。一番大変な中身が何かという話になって、明確にして欲しいということですが。

事務局：説明のほうは不足しております、1 期対策から2 期対策に移行する過程で、国のほうの要綱、要領が大幅に変わり、活動組織が作成する資料のボリュームが3分の1ぐらいに軽減されております。そういうこともあって、1 期対策と2 期対策を比較することは、今の段階としては非常に難しいというのが現状です。実際、何が組織のほうで大変かというと、お金の管理をするという会計等の仕事と、活動組織の皆さんが活動してきた日報をつける作業、そのもののボリュームが多いということで、手続きが非常に煩雑だというような話を聞いております。また、1 期対策では写真を必ず提出していただくことになっていたのですけれども、2 期対策では、写真も国に提出する必要はなくなったということもございまして、作業量的には、大幅に減っているというような状況にあります。

手続きのサポートは、1 期対策の期間中、これといった対策というものは特に行っておりませんが、市町村と話をしながら進めて来ております。

大泉委員長：そうなんですよね、これ農地・水保全管理支払交付金事業の制度設計の一番

の欠点は、事務費がないということなんだよね。

農林水産部次長：真木委員からもご指摘いただいたことも含めて、ちょっと事務局側の整理も悪くて、完了した所はそもそも必要な農地の保全も高齢化などでできない。そのような状況でもう続けられないのか、二つ目のパターンとしては、必要最小限の農地の保全はできるんですけども、さすがにここまで手間かかる事務をやって、この事業まではやり切れないのか、三点目はそれこそ自立して支援なしでも同様のその活動を継続できていけるのか、この三つに分類をした上で、きちっと対策を取っていく必要があるかと、事務局もそういう形で整理をして、対応いただければというふうに思います。それともう一点、大泉委員長からご指摘がございました交付金の一部を、いわゆる事務ができない所については、他の団体等に委託することも活動費の一部を使って、可能になっておりまして、そういう形でその外部に事務を委託されているという所も全国の中ではあるようでございます。

大泉委員長：そうですね。それは田村さんが、よく知ってるんだね。

田村委員：これからこの完了した所を、もう一度分析されるということでしたので、5ページに載っている活動をやめた理由の所については、いくつかの要因が重なって止めたということもあるかもしれませんので、調査する時にはこの点も注意いただければと思います。また教えて欲しいのですが、2期対策には手を上げなかったけれども、ちょっと様子を見ていたら要綱が改正されたので、これからだったら出来そうだなというような組織が、これから入れるのかということについて教えてください。

大泉委員長：どうですかね。なるほどそうですね。2期対策、減るばかりじゃなくて、プラスの部分があるのかどうかということですね。

事務局：今お話いただきましたように、1期対策で事務量が非常に多くて2期対策には取り組めない、という話もいくつかの組織から聞いております。予算的な面から、極力2期対策につきましても、新規の地区を採択する方向で進めていくこととしております。

大泉委員長：他はいかがでしょうか。はいどうぞ、島谷さん。

島谷委員：事務作業が多いということについてですが、当事者の方が自ら記入をして提出しなければならない報告書や資料は、それが削減することが可能なのか、あるいは当事者側の何らかの事情によるものなのかどちらかだと思います。しかし、書類を見たことがないのでどういった書類なのか機会があれば見せていただきたいと思うのと同時に、それが

もっと減らせるのか、必ず出してもらわなければならないものなのか調査する必要があると思います。

大泉委員長：確かにそうだよね。農家が、国が要求する書類を揃えるために事務を行うということは、なかなか馴染まないよね。農家がやるということは、実はどこでもでてきている問題だけど、補助金を受ける時に、書類がいっぱい多いというのは、あちこちから聞こえてきます。農家が農業をやりながら日報を付けたり、その反面で農地・水管理の事務局もやるということは、確かに厳しいんでしょうね。それから、やはり事務代行機能が必要な気がします。集落リーダーとして僕らのような年の人が、毎晩パソコン使ってやるなんていうのは、なかなか厳しいんだよ。農家をいろいろ回って、この辺をこうしましょうというようなまとめ方だったら、出来るかもしれないけど、日常的な事務作業がやっぱり厳しいのかな。

農林水産部次長：アンケート結果でも事務作業が多いというのが断トツに多いんです。委員の方々からも、そのへんどうなっているのかとかいう質問がありました。19年度に事業がスタートした時点では、25種類ぐらいの資料を提出しなきゃならないような状況だったんですが、資料づくりだけで大変だという声が聞かれました。それで、国でも20年度にそういう話を受けて、見直しをなされ提出資料の種類も3分の1ぐらいまで減りました。ただやっぱり、おっしゃられるように、税金を使うのできちっと使ったよということの証明をしなければならない。国では、二律背反のところもございますが、ある程度の資料は必要であるとしている状況です。それでも、まだ農家の方から見たら多いというような状況になっているんじゃないかなと思います。そのような状況で、全国の事例を見ると、このような活動組織の中に、土地改良区などが参加して事務局を担っている所はこのような問題があんまり生じていないようです。やはり、土地改良区の事務職員は、集落の方に比べると書類を整理するという事に慣れているということもあります。そういう意味で上手くいっているような事例を紹介しながら、進めていったらどうかというふうに思っております。

大泉委員長：加藤さんどうですか。土地改良区が事務作業をできないかということですが。僕もそうだと思うんだよね。

加藤委員：説明が矛盾している。事務量は少なくなったが取組組織は減っている。素直に言って、やりたくないというところが正直なところである。土地改良区が指導的役割をすればいいよということですが、私も含めて団塊の世代の連中がいるところでは非協力的だったり、リーダーがいないところはまとまりにくい。お金を貰えるからやろうということ、19年度に手を挙げて活動を始めたが、「継続は力なり」ということもあるが、次長から

話があったように地域性があると思う。やめるような集落は限界集落、あるいは限界集落に近い集落である。それから、広域化によるメリットについては、市町村にも周知するべきであるし、取り組むべきであると思います。広域化すれば交付金が多くなりいろいろな縛りがあるが、守る意識はある。小学校の学区単位ぐらいに大きくないといいスタイルにならないのではないか、と考えます。広域化のメリットをどう活かすか、まだまだメリットはあるので、もっと全面に出してはどうか。これから広域化をもっと進めてほしい。

農村振興課長：次長が話したように土地改良区が事務を担っているところがあります。県内でも亙理町では、全町で農地・水保全管理支払交付金事業に取り組んでおりますが、資料の作成や実績とりまとめなどの事務手続きは亙理土地改良区に委託しております。私の出身地の所では 230 ヘクタール程度で農地・水保全管理支払交付金事業に取り組んでおります。県内でも、大きいほうの取り組みになるんだらうと思います。実際、事務を担っている方は役場を退職された方で、この方はパソコンを使えるということで、やっぱりそういう人がいるところでは事務処理が円滑にできると思います。多分そういう形でやっておられる組織が県内では多いと思われれます。退職者を見つけて、事務をしていただくというのも一つの手ではないでしょうか。また、事業期間が5年間で事業費も大きくなるので、一年目にはこの部分をやるとか、この水路をやるとか、ということで集中的に必要な部分をやれるので、広域化も非常にメリットがあるかと思えます。

相原委員：具体的にどんな活動をやっているのでしょうか。

大泉委員長：農地・水保全管理支払交付金事業というのは、そもそも何、という話ですけど、説明をお願いします。

事務局：こちらの農林水産省で作成した「新たな農地・水保全管理支払交付金」のパンフレットになります。こちら資料の表紙の裏に活動の例が記載されております。緑の着色部分が、共同活動になります。水路やゲートなどの農業用施設の状況を点検して、実際直す必要があるのかどうかを確認し、年間の活動計画を立てた上で、用水路や農道、ため池などの保全活動を行うこととなります。また、地域によっては、地域環境保全活動ということで、花を植えるなどの景観形成に関することを行っているところもございます。オレンジ色の着色部分につきましては、向上活動になります。主にコンクリートの水路とか、ゲート関係等の施設が壊れた所を、補修もしくは更新しているというような活動になります。これらの活動に対して、交付金が支払われる仕組みとなっております。

大泉委員長：どうですか、質問があればいいですよ。

相原委員：私は家に帰れば兼業農家で、2町5反ほどの水田をやっております。新聞記者は30年ですけれども、農業のほうはもう物心付いた時からやっております。だから農村の実情というのは非常に分かってるつもりです。この基礎的な保全活動の例というところを見ると水路の保全管理とかため池の点検というのは、その地域その地域でやっていることなんですよね。少なくとも、現在水田をやっているような所は、こんなのは当たり前に行っていることなんです。だからこれに対して補助金が出るのであれば、みんな手を上げると思うんです。にもかかわらず、もう1期で止めたというのは、よっぽどその手続きが大変か、面倒なんだろうと、想像したんです。それで一番最初の質問になったわけですが、もう少し簡素化していただければなど、お願いしたいと思います。

農林水産部次長：さすがに宮城県は、農村機能がまだまだしっかりしているなあというような感じがしました。全国的に見ると、やはり高齢化等でこういう基本的な活動もなかなかできないというような地域もでてきています。それともう1点は、この対策が検討された時は、今は戸別所得補償と言っていますが、いわゆる担い手にある程度支援を集中していきこうと、いうふうな施策です。そうすると、規模拡大した農業者が、全部このような管理ができるのか、という課題があります。それに対して、車の両輪という形でこの農地・水保全管理支払交付金の事業を、地域政策として組み込んできたわけです。そのような経緯がございまして、その中で、通常やるような活動によって管理がなかなかできないような所にも、この事業を導入することによって、多様な主体の参画をいただいて、地域の力をつけていきたいと思います。そのような主旨で始まったということです。そういうなかで、非常に高齢化して、やる人が少ないような所では、そもそも活動も難しいし、また事務もなかなかこなせない、というようなこともありましたので、この点につきましては、いろんなサポートの対策を講じていくということで、今後も対応していきたいなというふうに思っております。

大泉委員長：いろいろご意見あろうかと思いますが、農村の中でリーダーがいなくなった、あるいは一部の農家に事務機能が集中していて、公共的な、と言っていいのかどうか分かりませんが、農地の維持が難しくなっているという課題があります。それに対しては、県としては、広域化と体制強化で対応したいんですけど、まだまだ課題がありそうだなというふうなことであります。この問題はその後議題2、3の中山間地域等直接支払交付金事業でも、活性化事業でも、同様の問題として議題となりますので、農地・水保全管理支払交付金事業に関しましては、23年度の活動実績と、それから計画をこの場で承認し、こういう課題が存在するということを確認して、次の議題に移りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の中山間地域等直接支払交付金事業についてご報告をお願いします。

事務局：農村振興課で中山間地域等直接支払交付金事業、農村活性化事業を担当しております、鈴木と申します。よろしくお願いたします。ご説明させていただきます。中山間地域等直接支払交付金の概要ですが、資料2をご覧くださいと思います。平成23年度の実施状況と平成24年度の事業計画について、資料の1ページ目と2ページ目に、中山間地域等直接支払交付金事業の概要を記載しております。平成22年度から第3期対策ということでやっておりまして、平成22年度から26年度までの5カ年の事業となっております。今年度は3年目となります。制度の概要につきましては、2ページ目ですけれども、特定農山村法、山村振興法、過疎法などの八法指定地域が対象地域となります。その中の対象農用地としまして、急傾斜地、緩傾斜地、小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地などが条件不利地域で、草刈りや江払いなどの通常の農業生産活動を継続していただく農家の方に対して、交付金を支払う制度です。今年度から制度が拡充されまして、2ページの一番下の黄色い所なんですけれども、条件不利地域としまして東日本大震災により、生産条件が不利になった農地も制度の対象になるということになっております。3ページに、宮城県内の制度の対象となる市町村、これは旧市町村を更に昔の大字単位に区分した図があります。色が付いているところが、制度の対象になる農地がある地域となっております。次に平成23年度の実績になります。資料の4ページは、昨年度の第3回施策検討委員会で説明している内容なので、概要だけ説明させていただきます。まず平成23年度の実施状況は、実施市町村数が13市町となります。こちらは、5年間変わらないということが原則になっておりますので、特に変化なしということです。協定数及び協定締結数につきましては、232協定になっておりまして、県の方針としまして、平成23年度まで新規の協定を認めることとしておりましたので、昨年度につきましては、平成22年度から5協定増えております。東日本大震災の影響で、2協定が活動を取り止めたということで、差し引き3協定の増加という形になっております。それから協定面積ですけれども、県内で約2103ヘクタールということで実施しておりまして、地目別では水田が最も大きく90%以上です。次に交付金ですが、全体の交付額が2億9千3百万円程度となっております。協定面積が若干増えたということで、平成22年度から250万円程度、増加ということになっております。5ページ目に、市町村ごとの交付面積と交付金額を記載しておりますので参考までにご覧いただきたいと思います。6ページは、前年度行いました研修会などの推進活動の概要を書いておりますので、こちらも参考までにご覧いただきたいと思います。平成23年度の取り組みにつきましては以上でございます。

続きまして、平成24年度の事業計画について、ご説明をさせていただきます。資料7ページに、県の予算状況を記載しております。なお、資料の9ページに平成24年度の各市町村への交付実績見込みを整理しております。今年度の実績見込みは、昨年度と同程度となる見込みですけれども、道路用地の買収等によりまして、若干面積が減っているということで、3ヘクタール程が減少し2100ヘクタール程度となる見込みです。7ページに戻っていただきまして、イベントになりますが、今週の水曜日の11月7日に、仙台市広

瀬文化センターで中山間地域等直接支払の協定参加者の方々と、ふるさと水と土指導員の方を対象にしました研修会を開催しております。続いて、津波被災地域に対する、特認基準変更に関する県の対応です。今年度から津波被災地域も中山間地域等直接支払交付金の対象となりましたので対応について検討しました。こちらの対応につきましては、昨年度3月に開催しました施策検討委員会のほうで、各市町に広く周知したほうが良いということでご意見をいただいておりますので、該当する市町に個別に説明を行っております。津波被災地域に対する制度の変更につきましては、農地に瓦礫などが堆積することにより、平年よりも収量の減少、もしくは生産コストの上昇などが、発生してしまったといった場合に、交付金の対象になるというものです。そのような農地があるかどうかということで、もしあれば来年度以降対象になるのですが、拡充された制度の内容を市町に説明し状況を確認しました。具体的には、津波被災を受けて、農地復旧事業を行った12の市町に対して、個別に確認したんですけれども、平成25年度以降にこの制度に取り組みを希望するかどうかの調査を行った結果、取り組みを希望する市町はありませんでしたので、来年度につきましては、新規の地区はないということで、対応したいと考えております。なお、今回取り組みを希望しない主な理由としましては、条件不利性が発生しないと思われるため、まだ復旧しない農用地があり制度開始時期が地域でバラバラになってしまうことで不公平感が生じてしまうため、まだ営農再開をしていないため、というのがあります、このほかにも、この制度の期間が5年間でその期間の途中から入っても活動自体は5年間やらなければいけないんですけれども、現時点では交付金の交付が保証されているのは、平成26年度までということになっておりまして、例えば来年から始めたとしても、25年度、26年度の2年間しか交付金が保証されていないということで、ちょっとリスクが大きいということで、取り組みを希望しないというのが主な理由として上げられておりました。来年度から新規で取組みたいという市町があれば、県の特認基準を変更する必要があるんですけれども、調査した結果、特認基準の変更は行う必要がないということで判断しましたので、今年度につきましては特認基準の変更は行わないこととします。

平成26年度からの取り組みについては、対象となる市町に対して、今年度と同様に取り組み意向調査を実施しまして、その結果を踏まえて対応を検討していきたいと考えております。制度拡充に対する県の対応としましては以上です。

中間年評価についてご説明させていただきます。資料8ページに中山間地域等直接支払の3期対策の中間年ということで、国の要領にも記載されているんですけれども、中間年評価を実施することになっております。8月1日に県庁のほうで、各市町村に、中間年評価の内容や実施スケジュールなどについて説明会を開催しました。中間年評価の概要につきまして、資料の10ページに記載しております。中間年評価の目的としましては、協定活動の取り組み状況を点検しまして、制度の効果の確認をするとともに、点検から浮かび上がってくる課題を明確化して、次期対策に向けた検討に資することが目的となっております。全体的な評価の流れは、まず集落段階で自己点検を行ってまいります。その自己点検

をした結果を市町村へ報告しまして、市町村では集落からの報告を受けまして、集落の取り組み状況、市町村の制度の取り組みについて評価を行います。そして各市町村の評価を取りまとめて、県まで報告してもらおうということになっています。ここまでが今年の12月末までに行われる予定となっております。市町村からの中間年評価の報告を受けまして、県全体の評価を行うこととなっております。この段階では第3者機関において、検討評価を実施することということになっておりますので、こちらにつきましては、次回の農村振興施策検討委員会で、県全体の評価について審議していただきたいと思います。そして県での県全体の評価を行ったあとに、平成25年3月末まで国へ県の評価を報告することになっておりまして、その後国のほうで、成果の検討評価を行いまして、これが6月末までに行われることになっております。要綱上は、市町村・県・国の3段階で、それぞれ中間年評価を行うこととなっておりますが、実際の事務手続きを行う上では、集落段階で評価を行ってもらおうことになっています。これについては、集落でも活動を見直す必要があるとの考えに基づくもので国の方でこのような手順としております。私のほうからは以上です。

大泉委員長：はい、ありがとうございました。中山間地域等直接支払交付金事業についての説明でありました。ご意見をお願いします。

長田委員：最後の所なんですけど、集落段階の報告はいつですか。

事務局（鈴木）：集落段階の報告につきましては、各市町村で〆切りを決めておりまして、県からは特に指導しておりません。あくまでも市町村から県に対して、12月末までに報告してもらう必要があるんで、それに合わせた形で各市町村が判断して〆切りを決めてもらっています。

大泉委員長：拡充制度に関しては、粛々とやっているという感じになるんですかね。それで震災に伴うその確認も実質的にはなしということになったということですね。皆さんにご承知おきを願いたいのは、次回のこの委員会で、中間年評価の検討評価があることを心しておいていただくとありがたいということです。さっきの農村をどうするかという話、とりわけ中山間地域に限ってということは、次の中山間地域等農村活性化事業で議論をされるようなので、もしもよろしければこの中山間地域等直接支払交付金事業に関しては、ここで23年度の事業実績と24年度の計画を認めるということにさせていただいてよろしいですかね。よろしいですか。それでは、農村問題ということですかね。中山間地域等農村活性化事業について、議論をしたいと思いますが、これについても事務局から説明をお願いいたします。

事務局：引き続きまして、資料にもとづいてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

ただきたいと思います。説明の流れとしまして、平成 23 年度の取組状況と 24 年度の活動計画をご説明させていただきまして、その後中山間地域の活動支援ということで、ご説明させていただきたいと思います。

まず資料 1 ページ目でございますけれども、こちらに中山間地域等農村活性化事業の概要を記載しております。これにつきましては、中山間地域において農地や土地改良施設の有する多面的機能の発揮と、地域活動の活性を図るため、人材育成ですとか、地域での活動に対する支援を行うものとなっております。平成 23 年度の実施状況について、2 ページをご覧くださいと思います。こちらの事業につきましては、基金を運用しまして、そちらの運用益を事業費としております。昨年度につきましては、6 億 6 千万円程度を運用しております、750 万円程度の運用益となっております。活動実績は、中山間地域等農村活性化活動をしている「ふるさと水と土保全隊」と「ふるさと水と土指導員」の活動を補助しております。その内訳が資料 3 ページになります。次に、地域活動支援業務としまして、地域で活動する際に NPO などを活用しまして、ワークショップなどを行って地域活動を支援しております。昨年度の第 3 回施策検討委員会で取り組みを説明いたしましたが、角田市の隈東地区で NPO に委託をして活動を行っております。そのほかに、ふるさと水と土指導員研修会、農村振興施策検討委員会の事務費として使用しているという状況です。昨年度につきましては、事業執行残としまして、280 万円程度を残しております。こちらにつきましては、基金に繰り入れをするという形になっております。23 年度の取り組みについては、このような形になっております。

次に平成 24 年度の活動計画について、ご説明させていただきます。資料の 4 ページですが、基金の運用として、6 億 7 千万円程度運用しております。今年度は若干運用益が下がる見込みで、660 万円程度の事業費となる見込みです。活動計画の概要としまして、資料 5 ページをご覧くださいと思います。今年度につきましても、ふるさと水と土保全隊とふるさと水と土指導員の活動に対して補助を行うことになっております。こちらにつきましては、9 団体に対して補助を行うことにしております。内訳は、資料 6 ページにあります。なお、各活動概要を書いておりますので、参考までにご覧いただければと思います。資料 5 ページに戻っていただきまして、住民活動支援業務ということで、昨年度行った角田市の隈東地区の活動の 2 年目ということで、NPO に継続して委託しましてワークショップなどの活動を行うこととなっております。また、ふるさと水と土指導員研修会ということで、こちらは中山間地域等直接支払交付金の予算と共同で研修会を開催しております、今週の 11 月 7 日水曜日に実施しております。ふるさと水と土指導員の全国研修ですが、来年度以降に新規の指導員として委嘱する予定の方を、こちらの研修会に派遣しているという状況でございます。今年度につきましては、1 名の方に参加してもらっております。地域活動実践者養成研修会の開催ということで、こちらにつきましては今年度からの取り組みになるんですけれども、中山間地域等直接支払の集落の方を主に対象としまして、ワークショップ形式の研修会を 3 回予定しております。11 月下旬から開催する予定です。他

に、農村振興施策検討委員会や情報誌の配布を予定しております。以上でございます。

大泉委員長：7ページ以降に書いてある事項を議論したいということなんですかね。

事務局：7ページ以降の資料は、この場で議論していただきたい内容の資料となります。

大泉委員長：事務局からはこの中で、とりわけこういったことというのはあるんでしょうか。

事務局：昨年度と今年度の取り組みにつきましては、事業報告ということになりますので、もしよろしければ、ここで説明させていただきたいと思います。

大泉委員長：そうですね。

事務局：次に、中山間地域等活動支援について、7ページからご覧いただきたいと思います。中山間地域等農村活性化事業については、先程もご説明したとおり保全隊や指導員に対して補助をして活性化支援を行っておりますが、中山間地域の現状を踏まえて、事業間の連携をしながら進めていけないかを検討しております。資料8ページに中山間地域の現状としまして、中山間地域という括りで数値的に把握することはなかなか難しいところですが、ここでは便宜的に過疎地域ということで、数値を捉えております。過疎地域は県土総面積の約4割を占めておりまして、人口は、県総人口の約1割弱ということになります。人口の推移は、昭和35年から平成17年までの間に、39%減少しており、高齢化率も31%、県内平均よりも10%以上も高いという状況になっております。人口減少と高齢化が、非常に進んでいるというのが現状になっております。支援策になりますが、中山間地域の支援ということで中山間地域等直接支払交付金、こちらの継続に向けた支援をベースに課題をまとめてみました。中山間地域等直接支払交付金の現状としまして、2期対策から3期対策に移行した時に、24協定が活動を取り止めたという状況になっております。その際に取り止めの理由を調査した結果では、複数回答なんですけれども、高齢化率の進展、担い手不足等で5年間続けていく自信がない、事務手続きが煩雑、集落をまとめるリーダーがないということが、主な理由として上げられておりました。協定数につきましては、第1期対策から徐々に減少している状況です。現在3期対策が行われておりますが、第3期対策が終了するころには、課題としてあげられている高齢化、事務処理の煩雑さ、リーダー不足などの課題によって、仮に次期対策があったとすれば協定数が大幅に減少してしまうことが想定される状況ですので、中山間地域等直接支払交付金の協定を維持していくための課題解決の方策を検討しているところです。対応方法としましては、資料の下段になるんですけれども、解決のポイントとして考えられることが3点あります。1つ目は、人

口減少や高齢化により重労働ができない、事務処理ができないといった場合には、例えば隣の集落や都市部など、外部からの支援が有効であるということで、外部人材を活用する方法があるのではないかとということです。2点目としましては、外部からの人を取り込むとか、地域の若い人に地域に住み続けてもらうためには、地域の魅力が必要ではないかとということです。3点目は、地域への愛着というのが必要になってくるのではないかとということです。3点目は、地域への愛着を少しでも高めるために、地域に外部から人を呼ぶということを考えるにしても、まず地域での話し合いというものが必要になる。集まる場の設置をすることが重要ではないかとということです。この3点が解決のポイントになるのではないかと考えております。これらのポイントをもとに、具体的に3つの事業案を検討しております。次のスライドになりますが、資料では9ページになります。まずこちらにつきましては、リーダー等研修実施事業ということで、リーダー育成研修になります。先程ご説明しましたように、中山間地域等直接支払交付金の活動を取り止めた理由の一つである、リーダー不足について、地域リーダーを研修によって養成していく内容です。研修の種類としては、リーダー向けの話し合い講座、集落内での話し合いを円滑にしてもらうための研修ですとか、女性向けのコミュニティビジネス講座ということで女性のスモールビジネスの起業化支援になります。担い手不足対策としましては、若者向け講座ということで、次期の担い手として、地域活性化のイベントなどを実際に運営出来るような人材を育てようということで、若者向けの講座があります。都市住民向けの講座としましては、ボランティアや応援隊などの協力活動の企画支援を行う研修ということになります。既にリーダー向けの話し合い研修を県内3カ所で計画しております。今回の研修のイメージとしましては、地域のリーダーだけではなくて、できれば若手の農業者ですとか、女性の方も一緒に、グループで参加してもらいたいということで企画しております。なお、来年度以降も年次計画に沿って事業を進めていきたいと考えているところです。

次に10ページ目になりますが、中山間地域等活動支援事業でございます。こちらにつきましては、先程のリーダー研修を受けた受講者が、実際に地域で活動する際に、支援をするというものになっております。地域での勉強会ですとか、地域資源の再発見調査、計画づくりをする際に補助したり、人的な支援として、これはまだ検討段階なんですけれども、県職員を派遣したりNPOによる支援体制が構築できればということを考えております。11ページですが人材確保の案としまして、連携交流促進体制構築事業ということで、協定を維持していくために人材が必要ということで、都市部に住む中山間地域の出身者ですとか、企業やボランティアなどと連携を構築するということが目的となっております。体制の内容としましては、支援が必要な集落協定のニーズを把握して、農業をすることに興味がある県民ですとか企業、NPOなどのニーズを調査します。そして、それぞれニーズがあればそれらをマッチングしていくということを検討しているところです。年次計画としまして、今年度から現状調査ということで、まずはモデル地区を一カ所でもいいので、実施してその状況をみながら進めて行ければということで考えております。中山間地域の

支援案としては、この3点になります。これらはまだ検討段階ですので、皆様の専門的なお立場から、より良い方法があるとか、このような手法が効果的であるといったことがあれば、広くご意見をいただければと思います。以上です。

大泉委員長：ありがとうございました。中山間地域の活性化のために、県としては様々な対策を考えていますよというお話でございました。活性化事業も含めてご議論いただきたいと思います。先程議論しました農村の問題である農地・水保全管理支払交付金は、中山間地の今日が明日の農地・水保全管理支払交付金のような感じもしないでもないのですが、これは意外と連続性のある課題かなというふうに思っています。リーダー不足だとか、事務が複雑、というのが中山間地域等直接支払交付金で課題としてでてきていますので、県としてはこういった外部人材の活用だとか地域の愛着だとか、集まる場の設置だとかといったことなどで対応したいということです。この案について忌憚のない意見をいただきたいと思います。今日は3時半まで予定しており、時間があんまりなくなってきたので、できるだけ速やかに活発にご議論をいただければと思います。いかがでございましょうか。

加藤委員：いや素晴らしいですけどね、若者がいないから悩んでいる。これ本当にね。じゃ女性のスモールビジネスなどの案はいいですよ。でもどのようにして現地の人達に実践させるかというところが非常に難しい。いいなあと思うのは11ページにある連携・交流促進体制構築事業です。これをいかに進めて行くかということです。都市との交流やグリーンツーリズムもいろんな形で、これらが取り組みの中で一番思いがあるのかなという感じがしています。私もNPOを立ち上げているので来年のために手を上げておきます。やはり都市部との交流の中で、そういう繋がりの中でいかにしてリーダーを育てるしかないと思うんですけどね。ですからやっぱり地域に入った時はよそ者、馬鹿者いろいろありますけれども、委員長ご存じのとおり「地域おこし協力隊」なるものを預かっているのに特に感じます。提案内容は素晴らしいですけども、ちょっと具体的に欠ける感じがします。これをどなたが実施するのかと思います。

大泉委員長：ビジョンはあるけど、戦術がないって。はいどうぞ。

義家委員：計画の中に、想定する中に非常にいいと思うんですけども、結局リーダーという言葉を使っていますが、旗振り役の人の部分だと思うんですけども、ですからその部分をどうやって見つけるのか、あるいは今ただその各地域のなかで、今中心となっている方、集落なりで、中心になってる方いらっしゃると思います。その方々をリーダーとして、考えられるのか、それともそれ以外で担がれる人が他にいるのかどうか、その辺集落ごとにきっちり調べた上で、リーダーを集めて研修してくという形が一番いいのではないかと思います。

大泉委員長：はい、どうぞ。高橋さん

高橋委員：これちょっと言いにくい部分もありますが、果実運用をどうするかというのが、まずポイントになるわけですね。それで、住民活動支援事業ということに限東地区でもやっただいているようなんですが、どんな目的でどういう成果があったのか、あとで報告してもらいたいと思います。皆さんがお話いただいているように、総論的には非常に素晴らしい計画ですが、これを実施していくとすれば、この果実を上手く使って、NPO等を対象としてプロポーザルで事業ごとに提案をいただいて、具体的な成果を出す1つのきっかけをつくっていただいたほうが早いと思います。少ない職員で出張って行ってやるというのは、非現実的だと思います。可能性を追求するのであれば、果実を有効に使うということに、特化していただきたいと思います。

大泉委員長：そうですね。この活性化事業がもうちょっと起動力を持ったプロジェクトに組み替えていったらどうかと思います。アウトプットが確実に出るような、目に見えるような起動力を持ってもらいたいということですね。

島谷委員：リーダー不足ということで、リーダーを何とか育てたいということですが、これには、やってみたいという意識のある方を発掘することが大事なのではないかと思えます。

以前、東北7県対象の農山村に住む女性起業家28名の方々を訪問し、インタビューをさせていただいたことがあります。皆さんからお話を伺ってわかったことは、最初からリーダーとして目立っていた方ばかりでなく、自分の住む地域が好きでこの地域を何とかしたいと思う方がその後リーダー的存在になっていることです。リーダーになりうる方は、実はたくさんおられるのだと思います。そういう方をいかに発掘するか。そして、そういう方を応援する仕組みが必要だと思います。

これまで何度か視察をさせていただきましたが、なかなか女性の出番がないようですが、これまでは男性中心で行われていた会合にも何とか女性が出席しやすいよう工夫すると、今までは見えなかった特性が見える場合があります。男性でも女性でも地域に住んでいる方が自分の地域をどうしていきたいという思いを描き、地域の皆さんと共有していれば制度や応援体制が生きてくるのだと思います。

また、インタビューで感じたもうひとつのことは、農業の方は他の地域、都市部に住んでいる人の動向を知りたいと思っていることでした。そして、都市部に住んでいる人ももっともっと農業、中山間に住んでいる方がどういう苦勞をして農産物を作っておられるのかを知るべきだと思います。そういう意味では都市住民向け講座がありますが、一方通行ではなく「お互いを知る」ための仕掛けも必要だと思います。

長田委員：今の話に関連するんですけども、ここに女性のスモールビジネスの起業家支援を行う研修とありますけれど、グリーンツーリズムなどで女性の力が農村部でも発揮されてきたと思うんですね。それはそれですごくいいことだと思いますが、今一つしくみとか制度とかそういうものの運用においては、まだまだ男性中心じゃないかなと、農村の中ではそういう気がしてますので、これから女性のほうが長生きしますし、元気なばあちゃんもいっぱいいるから、今まで男性だけが牛耳ってきた世界の中にも、女性の活用をちょっと進めたらいかがかかと私は思います。

文屋委員：私はふるさと保全隊の指導員という立場で専門委員という役目を仰せつかりました。先程ご紹介の中にありました、中山間地域等活性化研修会に参加しました。講師の志村さんの話を聞いてとても感銘を受けました。私も自分から計画を立て補助金を申請していく、前向きに積極的に取り組んでいきたいと思っています。来年に向けては課題も自分なりに勉強しながら、地域でいろいろやりたいなと思っています。そういうなかで、中山間地域等直接支払交付金払のことで。私は大崎市の岩出山におりますので、周辺が里山の農村環境にあります。山間地部分につきましては、非常に難儀しながら農業をやっております。私も農業がどういうものかということで、1反5畝で稲作をやっています。やっぱり農業は大変だなあというのが実感で、今年も八俣収穫しましたが、大変なことです。労力は無償で全部機械に掛かる。農業というものを自分なりに解釈しようと思って、今やっておるところでございます。日本の農政では減反とかそういうのやっておりますね。それで一番感じますのは、私の会社の従業員が1町5反ほどやっていますが、農繁期になりますと、田植えの時期と収穫の時期にそれぞれ1ヶ月間作業に掛かります。それはやっぱり山間地なので、非常にその労力が必要である。その周辺に目を向けるともっと簡単に耕せるところが休耕されている。だから中山間地そして里山を活性化しよう、そのための助成制度がありますと盛んにおっしゃっていますが、補助金というものが適切に使えるのであればもっと効率化的な考え方で検討する必要があるのではないかと思います。資料には、これらに適応できる項目がいろいろあるようですが、ずっと見ておりますが、なかなかその分かりにくい面もございます。そう思いながらも可能であれば、地域に帰ってそういう方々に声を掛けてこういう制度の活用を勧めていきたいと考えております。手続き上の難しさとかいろんなものが言われておりますが、こういった面で我々も勉強しなきゃいけないと思いますが、簡素化していただくと中山間地の活性化がもっと進むのではないかと思います。

大泉委員長：ありがとうございます。あとはいいかな、沼倉さん、お願いします。

沼倉委員：研修の種類の中に4番目に、都市住民向け講座というのがあるんですけども、

これには結構関心のある方は多いんじゃないかなっていうふうに思います。若い人はちょっと分からないんですけど、今もう団塊の世代で、何をしようかと思っている方もたくさんいらっしゃると思うんですね。やはり農業に関心がある方達っていうのは、結構いらっしゃると思います。企画の立て方によっては関心があれば来るんじゃないかと思います。特に、里山に関心のある人っていうのは多いと思う。里山には、猿やイノシシなどのいろんな被害があります。どうしてなんだろうかと私なんかも思うんですけども、やはりここに人の手が入れられない。これを何とかやってる地域って、県によってはあるんですよ。いろんな方達が入って行って、里山を修復するっていうような、こういうのってどういうふうに仕掛けるか、募集をどういう所にこう皆さんの目に止まるようにするかっていうのでも、大分集まってくる人達は、いるんじゃないかと。何度も申し上げますけれども、仕掛け方によっては、結構参加される方が多いんじゃないかなというふうに思います。やっぱり生産している人、ここで暮らしている人は、どういうことで悩んでいるのかとか、消費者によっては感じている人もいるんじゃないかな、と思います。

大泉委員長：はい。時間も来ているんですけど、はい、どうぞ、田村さん。

田村委員：11 ページの構築事業の概念図がありますけれども、プラン案ということなので、これから具体化していく時に考慮していただきたいことがあります。年次計画が24年から28年まで示されています。現状を把握して、その為の体制を構築して、検証していくというスケジュールは、県や会社を問わずこういうセオリーでやるのがベストだと思います。ただ7ページの活動を取り止めた理由を見ると、この先5年間続ける自信がないというのが一番多い。だから制度が嫌で止めていくわけではなく、実働部隊がない、例えば加藤委員からももう若者がいないんですという話と、これからどんどんその人口減少が進んでいくことを考えると、多分こういうことってすごく深刻になってくことが予想されます。ですから、この5年間でやってくことも大切ですが、一方では出来るところはどんどんやっていくことも大切だと考えます。5年後に本格的に実施だとちょっと間に合わないんじゃないのかなというのを、危惧するところです。5年間かけてやるセオリーはこれでいいと思うんですけども、すぐに着手出来るところはもう見直しでやってみると、というような考え方も一つのスケジュールリングのなかで大切なのかも知れないと思いました。以上です。

農村振興課長：今、いろいろご意見をいただきました。田村先生からのご意見は最もなことで、これを極力短い時間で現地に落とせるようにしていきたいと思います。先程、沼倉委員のほうから、都市住民向け講座等のしくみ方、それがやり方によってはというお話でした。みやぎ生協さんとのタイアップなども視野に入れながら、作戦を練って行きたいと思っております。その時はよろしくお願いします。

大泉委員長：よろしいですか。

相原委員：家の近くに貸し農園があつて、そこをNPOが借りてやっているんですけども、大人から子どもまで毎週のように来ています。農家から見れば何が面白くてそんなことをやっているんだろうなと思います。黙っていても人が寄ってきています。あんまり聞いたことないんですが、里山あたりにそういう農園、貸し農園をつくるというのはどうですか。

大泉委員長：俺の所はそうだ。

加藤委員：人がいっぱい来ます。さっき沼倉さんが言われたとおり仕掛けをする。仕掛けをしていかにそれに乗せるかということです。

大泉委員長：トレンドになっているからね。

相原委員：やっぱりそこでしか作れない、例えば自然薯の作り方を教えるとか、特色を出してそういう何かまずはその人に教えることが大事ではないかと思います。

加藤委員：農家がただ見てもだめ。お互いが楽しむ内容にしなくちゃいけない。そういうものから始めないと、技術的に講座ものを始めないとだめです。

相原委員：まずその人に来てもらうという仕掛けづくりを考えて、10ページの具体例を見ると、あんまり具体的じゃないので、何かこう人が集められるような具体的なアイデアとして知恵を絞ってやっていただければなと思います。

大泉委員長：よろしいですか。長い時間どうもありがとうございました。もう時間がオーバーしております。議題3に関しましては、事務局の説明のとおりに進めていただくということにしたいと思います。まずそれでよろしいですか。次の中山間地域の活性化支援に関しては、委員の皆様からビジョンは分かるけど、何か具体的じゃない、方策がないねという話がたくさんで参りました。とは言え委員の方々からかなり具体的なイメージがで参りました。島谷委員からは、やりたい人があちこちにいるという話がありますし、そういう人達を探して隣村の人がどんなことをやっているか分からないから、情報を流すとかやりたい人にやってもらいたい。沼倉委員からは、企画をつくっていくのが大事だというお話をいただきました。それから、文屋委員からは、保全隊のメンバーにこの事業のことが分かるように説明してほしいという要望がありました。確かに非常に固い文言で書かれた事業の内容を見て、自分達が見えるのか、使えないのかって分からないですよ。

やはりその現場主義というか、現場ではいろいろな動きがあります。特に都市部の人達が農業をやりたいというのは、もはやトレンドになっていて、市民農園というのは、かつては自治体でやってもなかなか人が集まらないとか、あるいは放棄地になってしまうとかね。そういうところがあったんですけども、最近は経済ベースで回るようなものになっていますので、そうしたものを様々な形で取り入れて見たらどうかといったお話もありました。一者一品運動というのもありますし、いろんなノウハウがあるんだろうと思います。それにつけても、強調したいのは、経済活動をやっている人達が、中山間地も含めて農村地域の活動の中にどんどん入ってきて欲しいなというふうに思っているんですが、そうすると農地流動化をきっちりしていく。農地・水保全管理支払交付金事業でも、事務が大変だ、リーダーが大変だという話もありますけど、事務機能を土地改良区だとか、何かできっちりやってくれば、リーダーはあちらこちらを回って流動化にポジティブになれるんだろうと思います。そうしたことも含めて、少し考えていただければ、経済活動をしている人が農村のなかにもうちょっと入って、その人達が農村の面倒を見ていくというようなことが、可能になってくるんじゃないかという気もします。今日の議題は、1から3まで承認というふうなことにさせていただいて、今後の方向に関しては、まだ課題が多いので検討して、もう5年経ったら、65の人が70になりやれる人がいなくなるというようなことになっていきますので、できるだけテンポを早くやっていただきたいと思います。以上で本日の議題全て終了いたしますが、委員の皆様よろしいですか。それでは事務局へお返しします。

司会：大泉委員長、どうもありがとうございました。本日の議事録は事務局で作成いたしましたので、後日皆様のほうにお送りいたしますので、内容の確認をお願いします。最後になりますが、資料4を見ていただきたいと思います。こちらは、平成24年度豊かなむらづくり全国表彰事業ということで、下刈敷地区環境保全活動組織が東北農政局長賞を受賞いたしました。これは栗原市の旧志波姫町にある活動組織で、昨年度農地・水・環境保全向上対策優良活動組織表彰で宮城県知事賞を受賞した活動組織です。昨日授賞式があり受賞してきていますので報告をいたします。それでは閉会にあたりまして、農村振興課長からあいさつを申し上げます。

農村振興課長：閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様、専門委員の皆様には、熱心なご討議ありがとうございました。本委員会にご尽力いただいていることに対しまして、改めて心から感謝を申し上げます。説明の中で、大夫至らなかった点がありまして、お詫び申し上げます。次回はしっかり対応したいと思っております。よろしく願いいたします。本日の会議でいただきました、多様なご意見を、本県の農村振興施策に反映させて参りますので、今後ともよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

司会：それでは、第1回目の農村振興施策検討委員会を閉会いたします。なお、第2回の委員会は、来年の2月上旬ぐらいを予定しております。日程につきましては、後日調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。